

特別養護老人ホーム ひだまりの郷 短期入居利用料金表(2)

介護保険の自己負担額

	加算項目	日額			加算概要等
		1割負担	2割負担	3割負担	
基本 加算	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	19円	37円	56円	夜勤を行う職員の数が、最低基準を1以上上回っている。
	看護体制加算(Ⅰ)	5円	9円	13円	常勤の看護師を1名以上配置している。
	看護体制加算(Ⅱ)	9円	17円	25円	看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保している。
	看護体制加算(Ⅲ)	13円	25円	37円	看護体制加算(Ⅰ)の要件を満たし、前3ヶ月間の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上。(Ⅰ)か(Ⅲ)どちらか算定。
	看護体制加算(Ⅳ)	24円	48円	72円	看護体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、前3ヶ月間の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が70%以上。(Ⅱ)か(Ⅳ)どちらか算定。
対象者 加算	送迎加算(片道)	190円	380円	570円	送迎を行うことが必要と認められる方に対して、自宅と事業所との間の送迎を行う場合。
	通院等乗降介助	103円	205円	307円	目的地が複数あり、居宅が始点または終点となる場合に、事業所と病院等との間の移送を行う場合。
	療養食加算	27円	51円	75円	医師により疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供される。
	医療連携強化加算	60円	120円	180円	看護職員による定期的な巡回や、主治医と連絡が取れない場合における対応の取り決めを事前に行うなど。
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	104円	207円	310円	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、計画に基づき機能訓練を実施した場合。3ヶ月に1回を限度。
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	13円	25円	37円	機能訓練指導員を1名以上配置し、個別機能訓練計画書に基づいて計画的に機能訓練を実施する。
	緊急短期入所受入加算	93円	186円	279円	利用者や家族等の事情により、緊急の利用者を受け入れた場合。
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円	46円	69円	職員の割合の算出により、いずれかを加算。
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	19円	37円	56円	
	サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	7円	13円	19円	
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)				介護職員の賃金の改善等を実施。月総単位数の8.3%。

その他介護保険外の自己負担額

負担項目	日額	備考
日常生活費	200円	タオル類、ボディソープ、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、ティッシュペーパーなど
私物電気使用料	50円／1品	テレビ、ラジオ、加湿器など
特別行事費	実費	納涼祭やクリスマス会などの季節行事費
往診歯科治療費	実費	歯科治療費（ご利用日によってはご要望に沿えない場合があります）
理美容費	実費	施術料（ご利用日によってはご要望に沿えない場合があります）

※食費と居住費の負担軽減制度を利用するには住所地の市区町村への申請と、市区町村が発行する『介護保険負担限度額認定証』の当施設へのご提出が必要です。

〔第1段階〕生活保護受給者、世帯全員・配偶者が市町村税非課税で老齢福祉年金受給者で、資産基準にあてはまる方

〔第2段階〕世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で資産基準にあてはまる方のうち、前年合計所得金額、課税年金及び非課税年金収入額の合計が80万円以下の方

〔第3段階①〕世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で資産基準にあてはまる方のうち、前年合計所得金額、課税年金及び非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

〔第3段階②〕世帯全員・配偶者が市町村民税非課税で資産基準にあてはまる方のうち、前年合計所得金額、課税年金及び非課税年金収入額の合計が120万円超えの方

〔第4段階〕第1～第3段階以外の方

※65歳以上(第1号被保険者)の方で一定所得以上の方は、介護保険サービスを利用する時の自己負担が2割または3割になります。『介護保険負担割合証』をご確認ください。

※介護保険の利用者負担には小数点以下の金額が発生することがある為、表記の料金には若干の誤差が発生する場合があります。

※施設の人員配置基準により変動することがあります。

※介護保険法の改正や経済情勢等により、利用料金が変更になることがあります。